

平成 16 年度環境技術実証モデル事業 山岳トイレ技術分野における実証機関の応募の受付開始について（案）

平成 16 年 月 日
環境省自然環境局自然環境整備課

この度、環境省では、下記のとおり地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）並びに民法第 34 条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に、平成 16 年度の山岳トイレ技術分野における実証機関の応募の受付を開始します。

なお、実証機関とは、環境技術実証モデル事業において、環境省の委託又は請負により、有識者による技術実証委員会の設置・運営、実証対象技術の公募・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運用機関への登録等の業務を行う機関です。（別紙 2 「平成 16 年度「環境技術実証モデル事業」実施要領暫定版」を参照してください。）

記

1. 今回の公募の対象となる技術分野

・山岳トイレ技術分野

（技術分野の内容）

山岳部等下水・排水管、電気等のインフラが未整備の地域において、公衆が利用する便所のし尿を処理するための技術分野

（対象となる技術の例）

非放流式で、し尿を生物学的処理、化学的処理、物理学的処理、もしくはその組合せにより適切に処理するし尿処理技術（装置）など。

2. 募集の受付方法

- ・ 申請書及び関係書類（別添様式参照）に必要事項を記入の上、電子メール又は郵送により以下宛てに提出してください。
- ・ 電子メールで提出する場合は、件名を「山岳トイレ技術分野の実証機関応募・ 県/市、 法人」として下さい。なお、電子メールで受信可能な容量は、2 MB までです。
- ・ 電子メールで送付することが難しい資料（パンフレット等）については下記提出先まで郵送願います。

（提出先）

環境省自然環境局自然環境整備課 環境技術実証モデル事業担当
住所： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
電子メール： etv2@env.go.jp

3. 募集の受付期間

募集の受付期間は、平成 16 年 月 日（ ）～月 日（ ）17時必着とします。

4. 審査

別紙2「平成16年度「環境技術実証モデル事業」実施要領 暫定版」第5章の実証機関選定の観点を踏まえて、書面による審査及び必要に応じヒアリング審査を実施します。審査結果は、すべての応募団体に対して通知します。

5. 応募資格等

- ・ 地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）
- ・ 民法第34条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人
- ・ 環境省からの委託又は請負により実証試験要領に定めた実証試験の実施等が可能なこと。（試験の実施に必要な費用については、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は技術の実証を申し出た者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定、その他の費用は環境省の負担（環境省と実証機関の間で委託・請負契約を締結する）とする。詳細については、実証試験要領で定める。）
- ・ 実証の対象とする技術を公募する際、地域を限定せず全国からの応募された技術について受付可能とすること。ただし、対象となる技術が管轄区域外に設置せざるを得ない等の理由により（パイロットプラントの設置等）職員を管轄区域外まで派遣しないと実証試験等の実施が困難な場合については、この限りではない。

6. その他

- ・ 実証試験の実施については、当該団体付属の試験研究機関の利用を基本とします。なお、必要に応じ、実証試験の一部を委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができます。
- ・ 公益法人あるいは特定非営利活動法人のうち、自ら試験研究機関を持たない法人については、実証試験実施に十分な組織・体制及び技術的能力を要する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であれば、実証試験を請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができます。実証試験の詳細については、参考1「平成16年度山岳トイレし尿処理技術実証試験要領暫定版」を参照して下さい。また、本モデル事業全般については、「環境技術実証モデル事業」のホームページ（[http:// etv-j.eic.or.jp](http://etv-j.eic.or.jp)）を参照して下さい。

本件担当問い合わせ先

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

環境省 自然環境局 自然環境整備課

櫻井、石垣

電話：03 - 3581 - 3351（内6452，6459）

03 - 5521 - 8281（直通）

FAX：03 - 3595 - 0029

e-mail：YOICHI_SAKURAI@env.go.jp

YASUO_ISHIGAKI@env.go.jp

別添 1

平成 1 6 年 月 日

平成16年度環境技術実証モデル事業の実証機関としての応募について

以下の技術分野に関して、平成16年度環境技術実証モデル事業の実証機関となることを希望しますので、別添の資料を添えて応募します。

技術分野名： _____ 分野

地方公共団体・法人名： _____

担当者連絡先

所属部署：

担当者氏名：

住所： ← _____

電話番号：

F A X 番号：

e-mailアドレス：

実証機関としての実施体制

1	主に担当する部局（技術実証委員会の事務局、技術の公募等）及び実施責任者	担当部局： 実施責任者：
2	16年度に実施可能な技術の内容	
3	<p>実証試験の実施体制</p> <p>（技術の公募（公募方法）・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施等、業務毎の実施部局がわかるよう記述。なお、別紙2第5章2. <u>実証機関の選定の観点に沿った、機関の組織・体制、技術的能力等がわかる資料を提出すること。</u>）</p>	
4	実証試験の実施可能な地域	

1) 別紙2～4に示した体制と異なる場合、その旨を明記（理由を含む）すること。

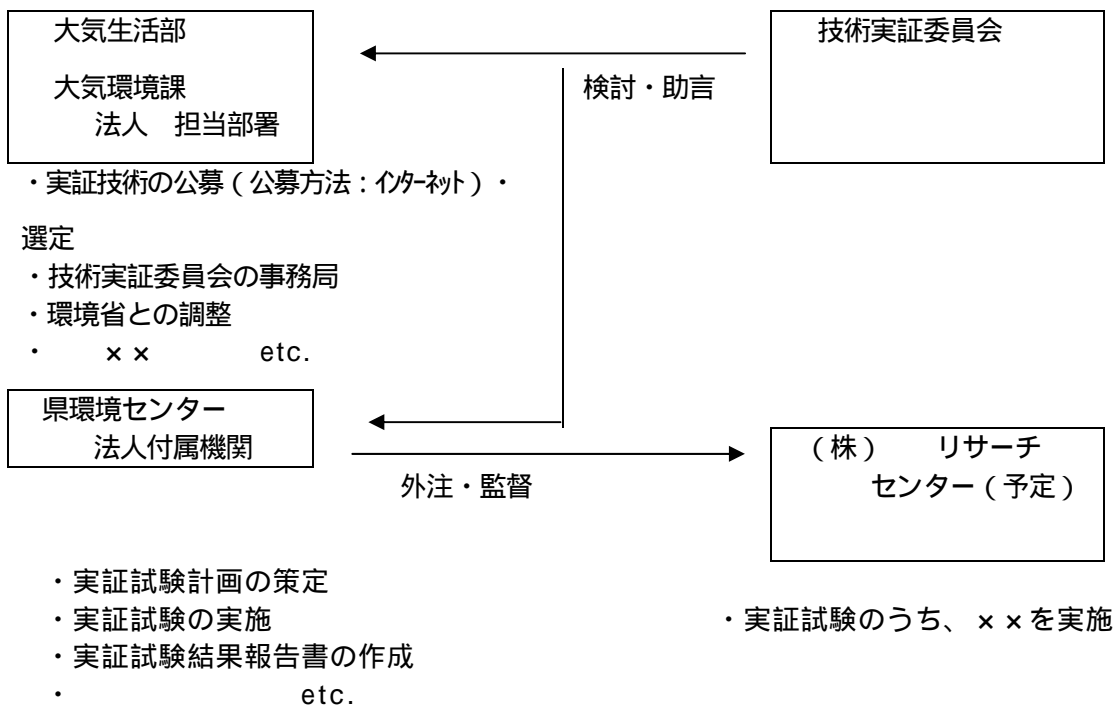
記載例

(別添 2)

実証機関としての実施体制

1	主に担当する部局 (技術実証委員会の事務局、技術の公募等) 及び実施責任者	担当部局：環境生活部大気環境課 実施責任者：環境生活部長
2	16年度に実施可能な技術の内容	・実証試験要領に含まれる技術内容は全て実施可能。 (或いは、土壌処理方式のみ実施可能)
3	実証試験の実施体制 (技術の公募(公募方法)・選定、実証試験計画の策定、実証試験の実施等、業務毎の実施部局がわかるよう記述。なお、別紙2第5章2. 実証機関の選定の観点に沿った、機関の組織・体制、技術的能力等がわかる資料を提出すること。)	以下に示す。
4	実証試験の実施可能な地域	例) ・ 県内のみ ・ 県 県 ××県 …… ・ 特に限定しない

1) 別紙 2 ~ 4 に示した体制と異なる場合、その旨を明記 (理由を含む) すること。



実証に要する費用の見込み(概算)(平成 年度)： 2

<p>技術の実証に必要な試験分析費 (実証可能な技術サンプル数を想定して積算を行って下さい。)</p>	<p>万円(税込額) (以下に内訳を添付のこと)</p>
<p>その他、運営に係る費用</p>	<p>万円(税込額) (以下に内訳を添付のこと)</p>

2) 新設のトイレで実証試験を実施することにより、実証試験期間が翌年度まで跨ると見込まれる場合は、当年度と翌年度の見込み額を区別して作成すること。

【内訳】

技術の実証に必要な試験分析費

- ・ 借料・損料(機器レンタル費等)
(具体的な装置名)
- ・ 消耗品費
(具体的な消耗品リスト)
- ・ 補助職員賃金(実験補助等)
(実験補助等に必要な人日)
- ・ 外部委託費(一部実証試験の外注)
(委託に必要な人件費、機器の借料・損料、消耗品費等)
- ・ その他

その他、運営に係る費用

- ・ 職員旅費
環境省との打合せ、実証申請者との打合せ
- ・ 技術実証委員会
検討員への謝金、交通費、会議費、印刷製本費
- ・ 実証試験結果報告書
印刷製本費
- ・ 一般管理費
- ・ その他

注：上記経費はあくまで例示であり、必ずしも全ての経費を計上する必要はありませんが、できるだけ詳しく記載してください。

また、他に追加すべき経費の項目があれば、計上してください。

記載例

(別添3)

実証に要する費用の見込み(概算)(平成16年度)

技術の実証に必要な試験分析費 (実証可能な技術サンプル数を想定して積算を行って下さい。)	万円(税込額) (以下に内訳を添付のこと)
その他、運営に係る費用	万円(税込額) (以下に内訳を添付のこと)

【内訳例】

経費区分	予算額(円)	積算内訳 (単価 × 数量 = 金額)
技術の実証に必要な試験分析費		
借料及び損料		機器レンタル費等 (具体的な装置名)
分析費		(サンプル数等)
消耗品費		(具体的な消耗品リスト)
賃金		補助職員賃金(実験補助等) (実験補助等に必要な人日)
外注費		外部委託費(一部実証試験の外注) 人件費(主任技師、技師A等) 旅費 分析費(サンプル数等) 機器の借料・損料 消耗品費等 間接費(一般管理費等)
計		
その他、運営に係る費用		
旅費		職員旅費 (環境省との打合せ、実証申請者との打合せ)
賃金		補助職員賃金(運営補助等) (運営補助等に必要な人日)
印刷製本費		実証試験結果報告書等(部数)
通信運搬費		通信運搬費(車使用料等)
諸謝金		技術実証委員会(回開催/年) 検討員への謝金
旅費		交通費
借料及び損料		会議借料
会議費		(お茶代等 ただし、資料作成等にかかる経費は除く)
消耗品費		写真フィルム、コピー用紙、複写費等
計		

平成16年度「環境技術実証モデル事業」実施要領 暫定版*

第1章 総則

1. 目的

既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。

2. 「実証」の定義

本モデル事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。

「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なるものである。

第2章 モデル事業の実施体制

1. 環境省

環境省は、実証対象技術分野の選定、実施試験方法の技術開発、実証試験要領の作成、実証機関の選定、データベースによる結果の公表の他、モデル事業全体の運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。

2. 環境技術実証モデル事業検討会

環境省総合環境政策局長の委嘱により設置された「環境技術実証モデル事業検討会」（以下、「モデル事業検討会」という。）は、環境省が行う事務をはじめとして、モデル事業の実施に関する基本的事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

3. 分野別ワーキンググループ（WG）

環境省（各部局）により必要に応じ設置された、対象技術分野毎のワーキンググループ（以下、「分野別WG」という。有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、環境省が行う事務のうち、実証試験要領の作成、実証機関の選定等について、（分野毎の）専門的知見に基づき検討・助言を行う。

4. 実証機関

実証機関は、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の選定、必要に応じて実証試験計画の策定、技術の実証（実証試験の実施及び実証試験結果報告書の作成）、実証試験結果報告書の環境省への報告及びデータベース運営機関への登録を行う。

* 平成15年度の実証試験の実施結果を踏まえて、今後変更を加えることがあり得る。

5．技術実証委員会

実証機関により設置される技術実証委員会（有識者（学識経験者、ユーザー代表等）により構成。原則公開で実施。）は、実証機関が行う事務の実施について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。

6．データベース運営機関

データベース運営機関は、実証試験要領・実証試験計画、実証試験結果報告書等のモデル事業の成果についてデータベースを作成し、その運営・管理を行う。

7．(独)国立環境研究所

(独)国立環境研究所は、必要に応じ、実証試験にかかる実施技術の開発を行う。

第3章 対象技術分野の選定

1．環境省は、モデル事業検討会及び分野別WGにおける議論を踏まえつつ、以下のような観点に照らし、実証モデル事業の対象となる技術分野を選定する。

- (1) 開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から実証に対するニーズのある技術分野
- (2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野
- (3) 既存の他の制度において技術認証等が実施されていない技術分野
- (4) 実証が可能である技術分野
 - 予算、実施体制等の観点から実証が可能である技術分野
 - 実証試験要領が適切に策定可能である技術分野
- (5) 環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野

2．環境省は、平成15年度に対象とした技術分野について、分野別WGにおける議論を踏まえつつ、実証試験要領等の実施体制を見直した上で、必要に応じ、16年度以降も引き続き対象技術分野とすることができる。

3．実証体制が確立した技術分野の本モデル事業期間中の扱いについては、今後の検討課題とする。

第4章 実証試験要領の策定

1．環境省は、「実証試験要領のイメージ」を参考に、分野別WGで検討の上、対象技術分野毎に実証試験要領を定めることとする。また、策定した実証試験要領は、実証モデル事業検討会に報告することとする。なお、実証試験要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ、改定を行うものとする。

2．環境省は、ある実証項目に関し適当な実証試験の方法が無い場合等には、（独）国立環境

研究所に、実証試験実施技術の開発を依頼することができる。

第5章 実証機関の選定

1. 実証機関の選定の手続き

- (1) 環境省は、対象技術分野毎に、分野別WGで検討の上、地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）並びに民法第34条の規定に基づき設立された法人（公益法人）及び特定非営利活動法人を対象に、実証機関を募集することができる。なお、平成16年度に新規に選定した技術分野については、原則として地方公共団体（都道府県及び政令指定都市）を対象に募集する。
- (2) 実証機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。
- (3) 環境省は、(2)の申請を受け、2.の観点を検討し、分野別WGでの検討も踏まえつつ、実証機関を選定する。実証機関の選定結果については、モデル事業検討会に報告することとする。
- (4) 環境省は、(3)で選定した実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、第8章の規定に従い、実証を行う。

2. 実証機関選定の観点

環境省は、分野別WGによる検討を踏まえ、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行った上で、適切な機関を実証機関として選定する。

(1) 組織・体制

- ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること
- ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること
- ・JISQ 9001:2000 (ISO 9001:2000)「品質マネジメントシステム要求事項」、JISQ 17025:2000 (ISO/IEC 1705)「試験所及び校正機関の能力に関する一般的要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること

(2) 技術的能力

- ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない）

* 公益法人あるいは特定非営利活動法人のうち、自ら試験研究機関を持たない法人については、上記(1)、(2)の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的能力を擁する組織と連携するなどにより、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること

(3) 公平性の確保

- ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、実証申請者によって情報や対応が異なるおそれがないこと

(4) 公正性の確保

- ・特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証試験の公正な実施に支障を及ぼす

おそれがないこと

- ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続きにおいて、特定の実証申請者等との利害関係が影響を及ぼすおそれがないこと

(5) 経理的基礎

- ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること

第6章 実証の対象技術の選定

1. 対象技術の選定の手続き

- (1) 実証機関は、対象技術分野毎に、対象技術を公募する。技術実証を受けることを希望する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）は、実証機関に申請することとする。
- (2) 実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証試験要領において定めることとする。
- (3) 実証機関は、申請された技術の中から、2.の観点を考慮し、技術実証委員会における検討等を踏まえて、対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。
- (4) 実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての申請者（対象技術に選定されなかった技術の申請者も含む）に通知する。

2. 対象技術選定の観点

実証機関は、以下の各観点に照らし、技術実証委員会等の意見を踏まえつつ、総合的に判断した上で、対象とする技術を選定する。

(1) 形式的要件

- 申請技術が、対象技術分野に該当するか
- 申請内容に不備は無いか
- 商業化段階にある技術か

(2) 実証可能性

- 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか
- 実証試験計画が適切に策定可能であるか

(3) 環境保全効果等

- 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか
- 副次的な環境問題等が生じないか
- 高い環境保全効果が見込めるか
- 先進的な技術であるか

第7章 実証試験計画の策定

1. 実証機関は、必要に応じ、実証試験要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実証試験計画を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証委員会で検討した上で作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見

を述べることができることとする。

2. 実証試験計画を作成した場合には、実証申請者は、実証機関に対し、実証試験計画の内容について承諾した旨の文書を提出することとする。
3. 1.において、ある技術について、当該技術の特徴により当該実証試験要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる場合等、当該技術に適用される実証試験要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証試験要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議した上で、必要に応じ、実証試験要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。

第8章 実証試験の実施

1. 実証機関は、各対象技術について、実証試験要領、及び必要に応じ実証試験計画に基づき、実証試験を行う。
2. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証試験要領及び実証試験計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。

第9章 実証試験結果報告書の作成

1. 実証機関は、技術実証委員会での検討を経た上で、実証試験結果報告書を取りまとめ、環境省の承認を得ることとする。また、実証試験結果報告書の作成の際には、実証試験要領に規定する実証試験結果報告書の内容・様式に従うこととする。
2. 実証機関は、承認を得た実証試験結果報告書について、実証申請者への通知、データベース機関への送付を行う。
3. 全ての実証試験結果報告書は、実証試験結果の如何を問わず、次章の規定によりデータベースに登録され、公開するものとする。

第10章 データベースの作成

1. データベース運営機関は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するデータベースの構築を行う。
2. データベースには、策定済みの実証試験要領、実証済みの実証試験結果報告書を登録する他、実証機関・技術の公募情報、モデル事業検討会等による議論の状況等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。

3. データベースの内容のうち、実証試験要領、実証試験結果報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信することとする。
4. 上記データベースに加え、環境技術開発者等が、本モデル事業の実証を受けていない環境技術についても任意に情報を登録できるサイトを別途設置する。

第11章 費用分担

1. 15年度及び16年度の本実証モデル事業においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後に対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の負担とし、対象技術の環境保全効果の測定その他の費用は環境省の負担とする。詳細については、実証試験要領で定める。
2. 17年度以降の事業の費用分担は、別途検討する。

第12章 免責事項

1. 本実証モデル事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は責任の一切を負わない。
3. 実証結果報告書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関、データベース機関その他のモデル事業関係機関は一切の責任を負わない。
4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証結果報告書のデータは適用されない。

第13章 事業の実施状況・成果の評価と次年度以降の事業への反映

1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、モデル事業の実施状況、成果について、各参加主体の代表の参加も得つつ、モデル事業検討会で評価を行い、次年度以降の事業に反映する。また、パイロット期間中の実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。
2. 実証機関は、モデル事業期間中の柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。

(参考) 実証機関の選定に関する基本的な考え方

1 地方公共団体(地方環境研究所)と公益法人・NPO法人について

本モデル事業では、技術分野ごとに定められる実証試験要領等について、実証機関による実証の実施を通じ、技術的な改善点を見い出しつつ、モデル事業期間中に実施体制を完成させるという目的がある。各技術分野の実証初年度には、分野別WGで定めた実証試験要領等を現場での実証試験を通じて妥当性をチェックするという試験研究要素も強いため、地方環境研究所を活用して実証試験を実施できる地方公共団体が実証機関となることが望ましい。また、地方環境研究所には、本事業を契機に地域の環境産業を振興する核としての継続的な役割を担う期待がある。そのため、技術分野ごとの実証1年目については、原則として、試験研究的な考察を含めて柔軟に事業に対応できる地方公共団体(地方環境研究所)を実証機関として活用することとする。

地方公共団体(地方環境研究所)を実証機関とすることには、たとえば、表1に整理するようなメリットが考えられるが、一方で、デメリットも存在する。技術分野によっては、公益法人及びNPO法人が有するメリットを、うまく実証機関として活用することは可能である。従って、実証2年目以降は、地方公共団体(地方環境研究所)に加えて、公益法人及びNPO法人を実証機関とすることを可能とし、実際に両者を併用して活用するか、前者あるいは後者のみを活用するかは、分野ごとにその実証内容等を踏まえて判断できることとする。

2 株式会社等の営利法人及び独立行政法人について

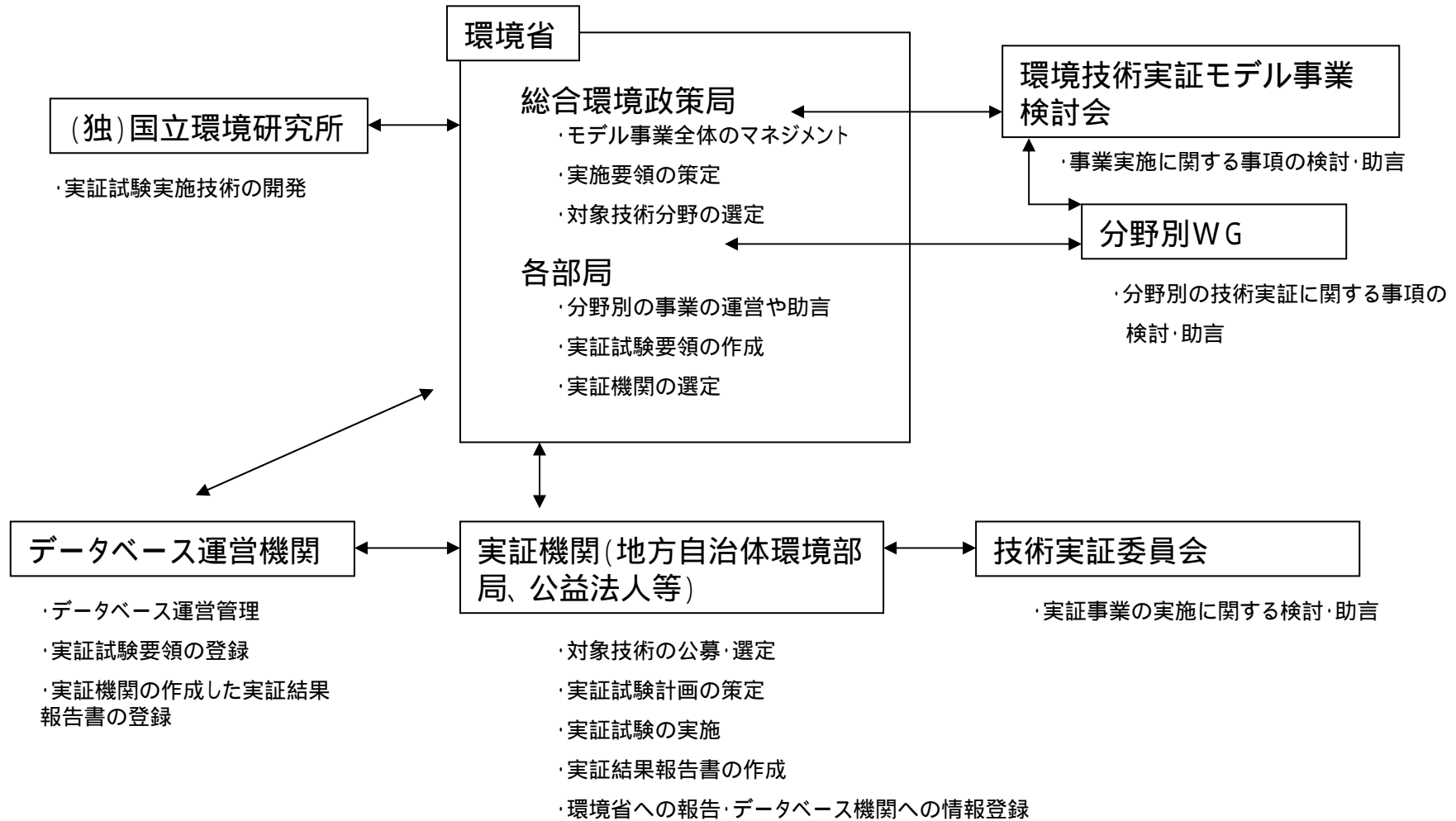
本モデル事業は、中立的な第三者(実証機関)による技術実証を、原則公費により実施し、将来的な実証制度の確立を目指す内容である。このため、モデル事業期間中(公費により実証試験を行う期間)は、実証機関としては、公益事業を行うことができる公益法人及び特定非営利活動法人を活用することとし、株式会社等の営利法人活用は見送ることとする。なお、独立行政法人の活用については、設立の動向を見つつ、将来的な検討課題とする。

表1 地方公共団体並びに公益法人及びNPO法人が実証機関となるメリット/デメリット

	メリット	デメリット
地方公共団体(地方環境研究所)	<ul style="list-style-type: none">新規実証試験場所の提供・調整が可能公共機関ゆえの中立性、信頼性、安定感、公平さ、透明さ環境試験に関する設備、経験、ノウハウの蓄積(場合により、産業系技術試験所等との共同実施も可)地元の環境問題を的確に把握公設の設備、公務員である研究者が関わることによる事業計画の柔軟性及びコストの減少本事業を契機に地域の環境産業を振興	<ul style="list-style-type: none">予算計上をしないと、国からの受注ができないため、契約時期等の柔軟性に欠ける将来的に、実証申請者から手数料を受領することは、条例等を整備しない限り不可検査・評価等における官公庁依存体質からの脱却を妨げ、民間の第三者評価機関の発達を阻害する可能性がある地環研及びその研究者の研究課題とマッチしない場合には、受注は困難

	<p>する核としての継続的な役割を期待</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益法人、NPO法人が少ない地方においても実証機関としての役割を期待 	
<p>民間企業（公益法人、NPO法人）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算計上が前提という制約がなく柔軟なタイミングで契約締結が可能 ・ 将来的に、実証申請者から手数料を取ることも可能 ・ 職員が、全国の実証地域に出向くことが可能 ・ ある技術分野に特化した情報、ノウハウ、試験設備等を有している場合がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規実証試験場所の提供・調整が困難な可能性がある ・ 実証に必要な試験・検査・研究設備等の設備投資が十分でない可能性がある ・ 実績不足等の理由で、実証能力に関する信頼性不足のイメージがある場合もある ・ 組織の体制等によっては、独立性確保が難しく、中立な検査が阻害される場合もある

「環境技術実証モデル事業」実施体制



注) 環境省の承認を得た上で、実施体制の一部を変更して、事業を実施することもありうる。

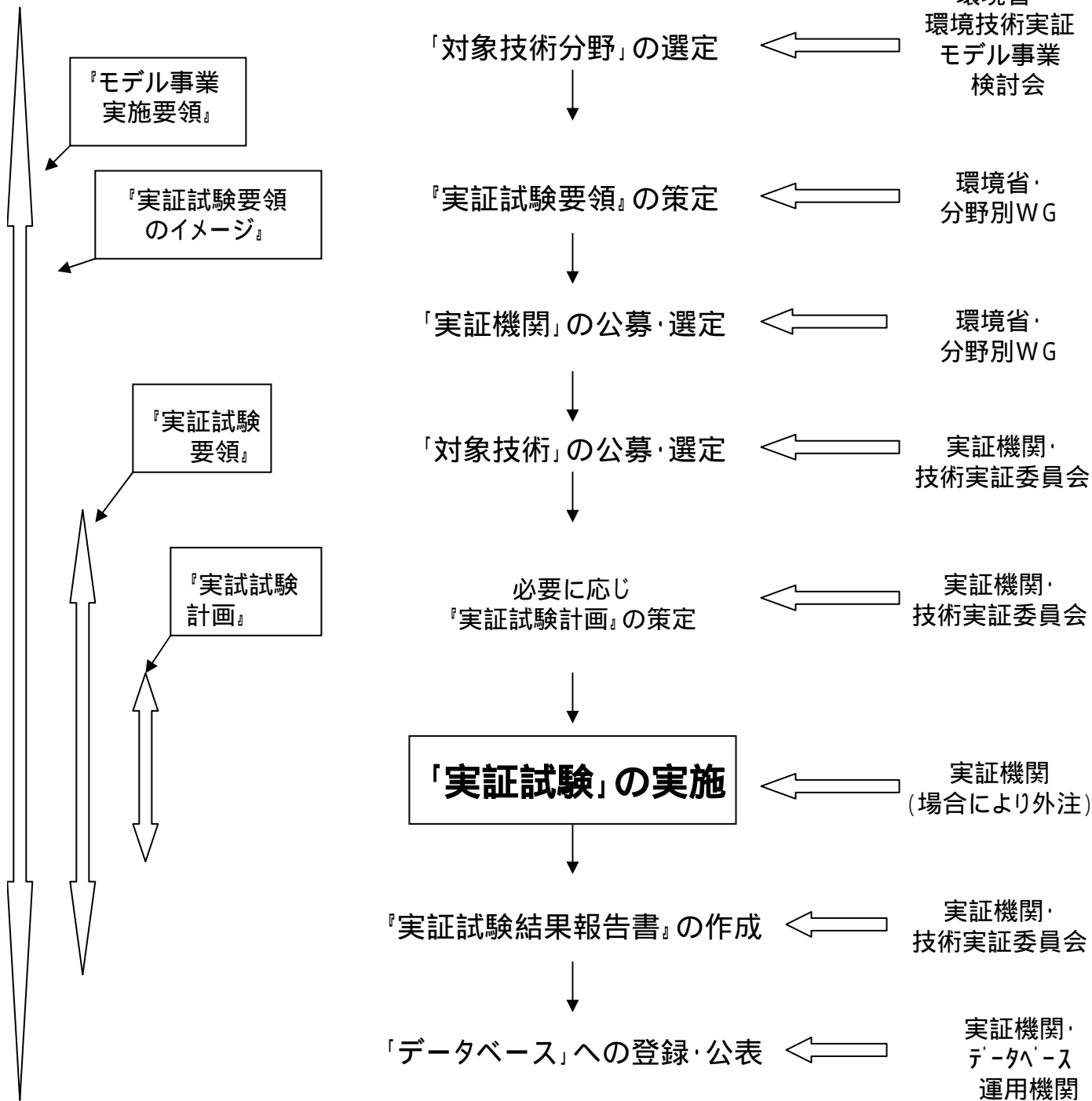
環境技術実証モデル事業の流れ

別紙4

事業を進めるにあたっての
考え方のベースとその適用期間

事業の流れ

実施主体



山岳トイレし尿処理技術について

1．山岳地におけるし尿処理をめぐる状況について

我が国の山岳地では、一般的に電力供給や給水事情が悪く、また、水温や気温が低いため、浄化槽の設置や維持管理が困難であり、従前は、穴を掘り、貯留し、浸透させる方法が採られ、また、トイレが設置されていない場所では、野外排泄も行われてきた。ヘリコプターによりし尿を搬出する例もあるが、コスト面の問題などがあり、一部の取組に留まっている。

しかしながら、近年、中高年を中心とした登山ブームで多くの人が山岳地を訪れ、し尿による水質への影響、植物への影響等を懸念する声が高まっている。

こうした声の高まりを背景として、山小屋事業者、地方公共団体によるし尿処理改善への取組が進みつつあり、また、環境省においても山小屋事業者を対象とした補助制度を平成 11 年度に創設するなど山岳部のし尿処理の改善にかかる取組を推進しているところ。

他方、このような取組の進展を背景として、浄化槽の設置が困難な場所でも設置可能な非放流型のトイレ・し尿処理装置が、ここ数年で急速に開発、商品化されつつある。

2．技術実証をすることの意義について

平成 13 年度に、インフラが十分に確保されていないと考えられる全国の山小屋（約 300 件）にアンケート調査を実施したところ、現在のし尿の処理方法に「問題ないと思う」と答えた山小屋は 3 割未満に止まり、多くの山小屋においてし尿処理の改善の必要性を認識している実態が浮き彫りとなっている。

他方、新しいタイプのし尿処理装置の導入を検討するに際しては、商品開発者サイドからの情報に頼らざるを得ないために、山小屋事業者等からは、「投資額が大きいかかわらず、想定していた性能が出ない、適切に稼動しないといった問題が発生することはないか」と危惧する声もあり、環境省が主催するシンポジウムにおいても、国による適切な情報提供を求める意見が出されている。

以上のような状況に鑑み、この分野にかかる技術の実証を行い、客観的な情報提供を行うことは、多くの山小屋等において、山岳地及び流域の環境保全に資する適正なトイレ・し尿処理施設の普及・促進を図るうえで、意義あるものと考えられる。